

令和5年11月17日
教育委員会事務局

世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等
基本構想策定委員会設置について

(付議の要旨)

世田谷区立学びの多様化学校(不登校特例校)等基本構想策定委員会設置について決定する。

1 主旨

不登校児童・生徒の増加傾向が続く中、不登校を未然に防ぐための学校の支援や、不登校になっても学校の出席につながる支援、更には不登校状態の長期化又は引きこもりになった児童・生徒への支援など、個々の状況に合わせた支援策の充実が重要となっている。

教育委員会では、不登校支援をさらに充実させていくため、令和6年度を初年度とする「世田谷区教育振興基本計画(素案)」のなかで、その取組み項目として「新たな特例校の開設・運営」及び「不登校支援の充実」を掲げ、ほっとルーム(別室登校)の拡充や、学びの多様化学校(不登校特例校)分教室の充実、ほっとスクール(教育支援センター)の地域偏在解消と定員の拡大、オンラインでつながる支援事業の充実を位置付け、これに沿って様々な支援形態の整備を推進することとしている。

こうしたなか、その取組みの一つである学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」の運営に関し、初めて卒業生が出たことも踏まえ、取組みの評価を行った。

今般、「ねいろ」での知見も基に、令和6年度からの教職員共通の指針となる「不登校支援ガイドライン(素案)」をまとめており、各学校において魅力ある学校づくりを進め不登校を未然に防止するために、学びの多様化学校(不登校特例校)の取組みを全校へ広げることが、非常に有益である。

今後、各学校における魅力ある学校づくりを進めるとともに、増え続ける不登校児童・生徒のニーズに対応した教育機会を確保するため、申込相談数の多い学びの多様化学校(不登校特例校)の増設が急務であり、開設の検討を早急に進めていく必要がある。

2 不登校児童・生徒の現状

(1)世田谷区の小学校、中学校における年間累計30日以上欠席している不登校児童・生徒数は、平成30年度は825人だったが、令和4年度には1,540人と1.9倍に増加している。さらに令和5年度も増加傾向が続いている。

(2)ほっとスクールの入室希望者や、学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」への入室希望者も多くなっている。

ねいろの申込相談数の推移

該当年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(10月時点)
申込相談数	43人	106人	105人

3 検討の方向性

学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」評価・検証では、「少人数の良さを生かした学習活動」「登校時間や学習内容の柔軟さ」「コミュニケーションの力の育成」等の視点から成果を上げている一方で、世田谷中学校の分教室として設置しているため、専科教室、校庭・体育館がないことや、教職員配置が少ない体制になっていることなどが課題となっている。

これらを踏まえ、これまでの画一的な学校だけでなく、不登校を経験した子どもたちそれぞれが思い描く通いたくなる学校像を希求し、悩みや学びの意欲など、児童・生徒のありのままを受け入れられる学びの多様化学校(不登校特例校)の開設を検討する。検討においては、全区的な受け皿にもなり、取組みを全校に還元することで不登校の未然防止につなげるなど、安定した体制で実施できるような視点が必要であり、学校教育法に基づく学校「学びの多様化学校(不登校特例校)本校」としての開設を中心に検討する。

4 基本構想策定委員会の設置

学びの多様化学校(不登校特例校)の開設に向けて検討を進めるため、「世田谷区立学びの多様化学校(不登校特例校)等基本構想策定委員会」を設置する。

設置にあたっては「世田谷区立学びの多様化学校(不登校特例校)等基本構想策定委員会設置要綱」を定める。

別紙1「世田谷区立学びの多様化学校(不登校特例校)等基本構想策定委員会設置要綱(案)」の通り。

なお、必要がある場合には、委員のほか、外部の有識者からの意見等を聴き、検討を進める。

5 今後のスケジュール(予定)

令和5年	12月	文教常任委員会報告(委員会設置)
令和6年	1月	政策会議(基本的な考え方)
	2月	文教常任委員会報告(基本的な考え方)
	4月	政策会議(基本構想案)
	5月	文教常任委員会報告(基本構想案)

(案)

世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会設置要綱

令和5年11月 日 5世教相第 号

(目的及び設置)

第1条 不登校児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人に応じた支援を行うための世田谷区としての学びの多様化学校等の基本構想作成を目的として、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等の基本構想策定に関すること。
- (2) 世田谷区の児童・生徒とその家族の不登校に関する実態に応じた施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不登校児童・生徒及びその家族の支援に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和6年5月31日とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総合センター教育相談課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他の必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月 日から施行する。

別 表 (第3条関係)

学識経験者 (2名)
教育長 (1名)
医療関係者 (1名)
弁護士 (1名)
教育相談臨床心理士 (1名)
区立小・中学校長 (3名)
区立小・中学校教諭 (2名)
不登校児童・生徒の保護者 (2名)
関係所管の部長及び課長 (3名)
前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者